

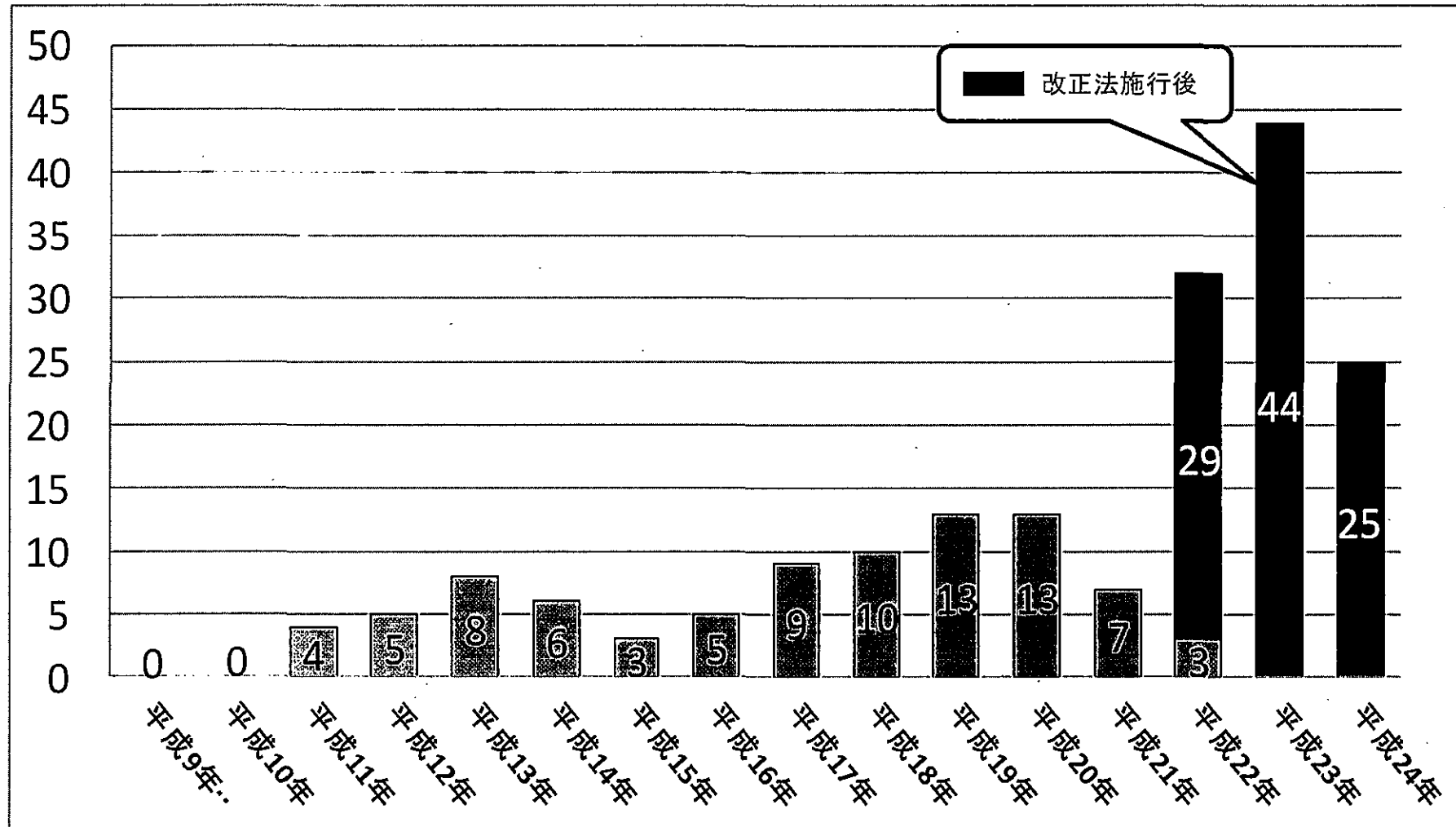
臓器移植の現状について

- 1－① 脳死下での臓器提供者数の推移（年別）
- 1－② 脳死下での臓器提供者数の推移（年別-意思表示別）
- 1－③ 臓器提供者数の推移（年別-脳死・心停止別）
- 1－④ 臓器移植の実施状況
- 1－⑤ 脳死下での臓器提供事例に係る検証会議における検証の実施状況
- 1－⑥ 臓器移植委員会における最近の審議状況
- 1－⑦ 6歳未満の小児からの脳死下の臓器提供事例(第1例目)について

脳死下での臓器提供者数の推移(年別)

資料 1-①

(平成9年10月～平成24年8月12日現在)

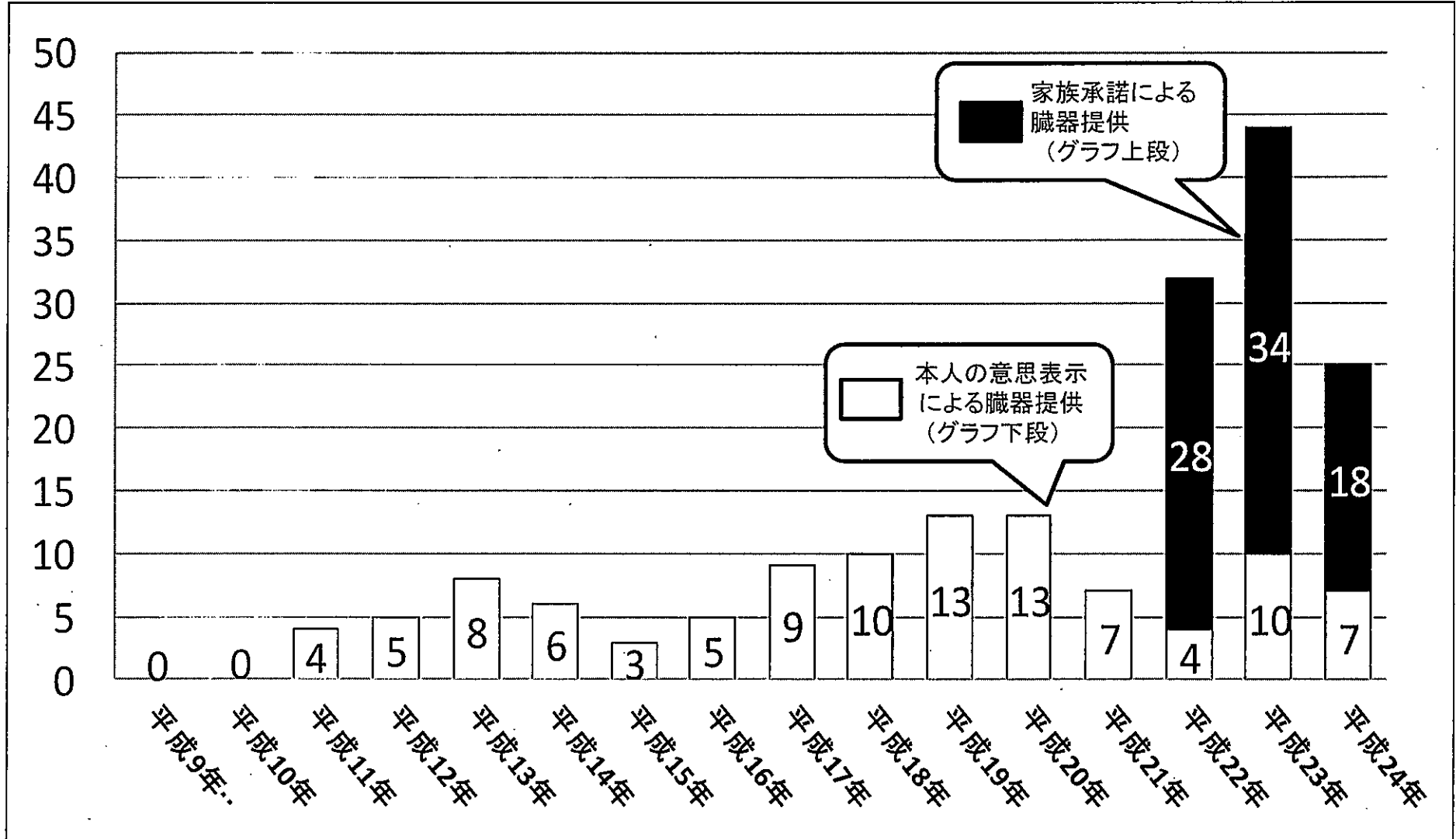


法施行以降平成23年8月12日現在 累計184(脳死判定事例は185)
改正法施行(平成22年7月17日)後 98例(うち家族承諾 80例)

脳死下での臓器提供者数の推移(年別-意思表示別)

資料 1-②

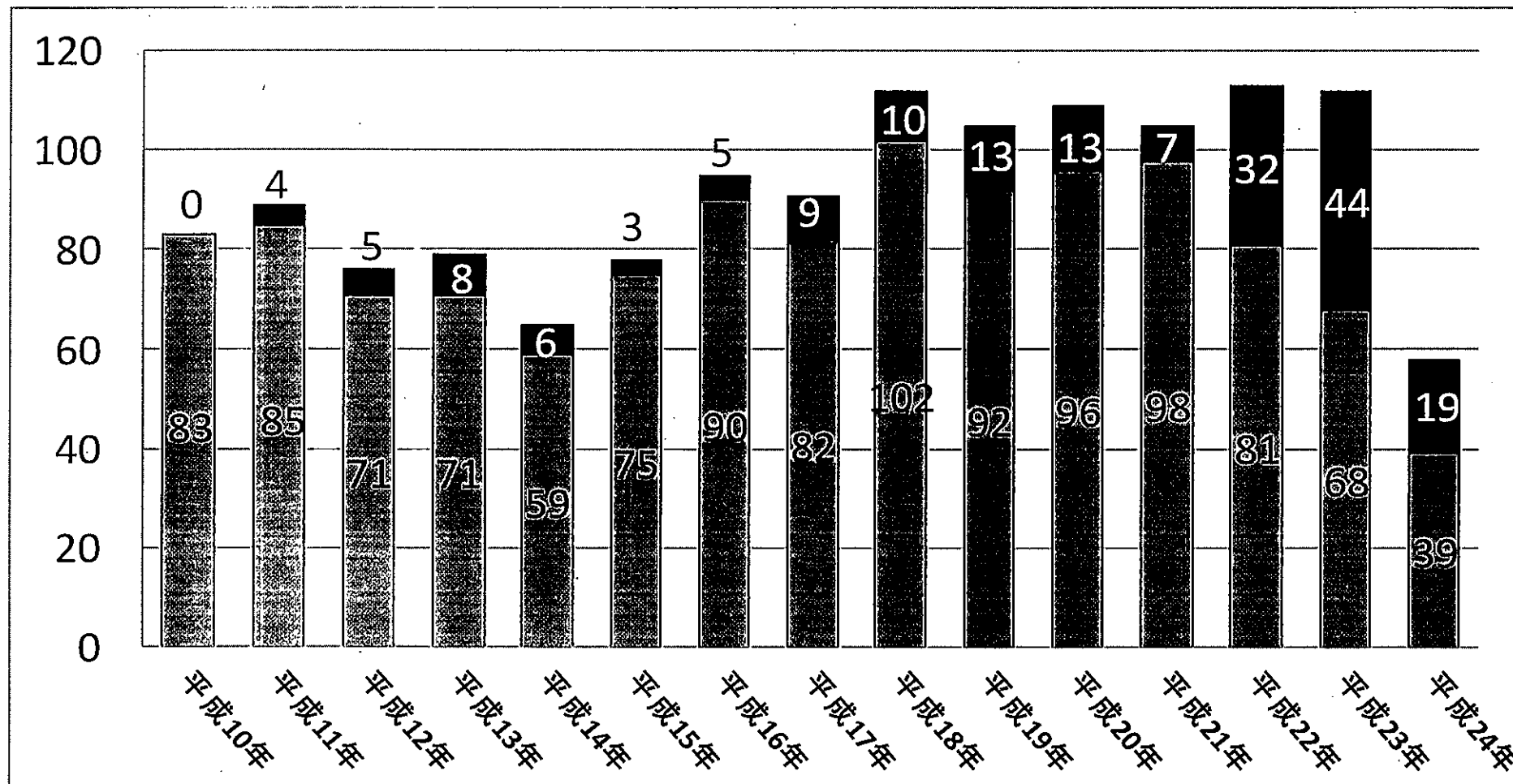
○平成9年10月(法施行)～平成24年8月12日現在 累計 184例
 ○改正法施行(平成22年7月)後 94例 (うち家族承諾 76例)



臓器提供者数の推移(年別-脳死・心停止別)

(平成10年～平成24年)

※平成24年7月31日現在



■ 脳死(提供可能臓器) 心臓、肺、肝臓、膵臓、腎臓、小腸、眼球(角膜)

▨ 心停止(提供可能臓器) 膵臓、腎臓、眼球(角膜)

臓器移植の実施状況

資料 1-④

		平成21年 (1~12月)	平成22年 (1~12月)	平成23年 (1~12月)	平成24年 (1~7月)※1	移植希望者数 ※2
心臓 (単独)	(脳死下)	6件 ↗	23件 ↗	31件	12件	222名
肺 (単独)	(脳死下)	9件 ↗	25件 ↗	37件	13件	191名
心肺同時	(脳死下)	1件	0件	0件	0件	5名
肝臓 (単独)	(脳死下)	7件 ↗	30件 ↗	41件	17件	402名
膵臓 (単独)	(脳死下)	0件 ↗	2件 ↗	6件	4件	47名
腎臓 (単独)		182件 ↗	186件	182件	96件	12,309名
	脳死下	7件 ↗	39件 ↗	57件	27件	
肝腎同時		0件	0件	0件	0件	11名
	脳死下	0件	0件	0件	0件	
膵腎同時		7件 ↗	23件 ↗	29件	4件	152名
	脳死下	7件	23件	29件	4件	
小腸	(脳死下)	1件 ↗	4件	3件	0件	3名
眼球 (角膜)		1,595件 ↗	1,696件	1,592件	670件	2,345名
	脳死下	12件 ↗	24件 ↗	36件	8件	

※1 眼球の平成24年度実績は1~5月まで。

※2 移植希望者数は、平成24年7月31日現在。(眼球は平成24年5月31日現在。)

脳死下での臓器提供事例に係る 検証会議における検証の実施状況

資料 1-⑤

(平成24年8月12日現在)

年	臓器提供者数	検証実施件数	検証会議開催数
平成9年	0	0	0
平成10年	0	0	0
平成11年	4	4	0
平成12年	5	3	4
平成13年	8	3	3
平成14年	6	9	7
平成15年	3	2	2
平成16年	5	5	4

年	臓器提供者数	検証実施件数	検証会議開催数
平成17年	9	5	2
平成18年	10	6	3
平成19年	13	11	4
平成20年	13	3	1
平成21年	7	4	1
平成22年	32	3	1
平成23年	44	37	7
平成24年	25	19	4
合計	184	114	43

- 改正法施行前の事例(法施行(H9.10)～平成22年7月16日まで) 86例(脳死判定件数は87例) → 全て検証終了。
- 改正法施行後の事例(改正法施行～現在) 98例 → 検証を実施した事例は27例。

これまでの脳死下における臓器提供事例のうち、平成24年1月末までに検証を終了した102例を対象とし、その経過を総括した『脳死下での臓器提供事例に係る検証会議による102例のまとめ』を3月29日に公表。

臓器移植委員会における最近の審議状況

●「眼球のあっせんに関する技術指針」の一部改正について

角膜移植の基準等に関する作業班(木下茂班長)において、強角膜の切片・保存に関する事項や角膜内皮移植用角膜片の作成について、最近の技術に合わせた指針内容を検討し、臓器移植委員会に諮り指針の改正を行った。

→平成24年4月1日から施行。(平成24年3月7日健発第0307第1号健康局長通知)

●「臓器の移植に関する法律」の運用に関する指針(ガイドライン)における脳死下臓器提供施設の要件の見直しについて

日本脳神経外科学会の専門医研修に係る施設類型の変更に伴い、脳死下の臓器提供施設の施設要件について、学会の意見を踏まえガイドラインの改正を臓器移植委員会において審議。委員会の了承後、パブリックコメントを実施しガイドライン改正を行った。

→平成24年5月1日から施行。(平成24年4月26日健発第0426第1号健康局長通知)

※臓器提供施設数については、ガイドラインの施設要件に該当する医療施設に対し確認のアンケートを実施中。

ガイドライン 改正後	ガイドライン 改正前
<p>第4 臓器提供施設に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・日本救急医学会の指導医指定施設 ・日本脳神経外科学会の基幹施設又は研修施設 ・救命救急センターとして認定された施設 ・日本小児総合医療施設協議会の会員施設 	<p>第4 臓器提供施設に関する事項</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 救急医療等の関連分野において、高度の医療を行う次のいずれかの施設であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学附属病院 ・日本救急医学会の指導医指定施設 ・日本脳神経外科学会の専門医訓練施設(A項) ・救命救急センターとして認定された施設 ・日本小児総合医療施設協議会の会員施設

「6歳未満の小児からの脳死下の臓器提供事例（第1例目）」について

平成24年6月15日
健康局臓器移植対策室

1. 臓器提供者（ドナー）に関する情報

- (1) ドナーは富山大学附属病院に入院の6歳未満の男児（原疾患は低酸素性脳症）
- (2) 6月12日 20時10分 脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書を受領
- (3) 6月13日 12時08分 第1回目の法的脳死判定が終了
- (4) 6月14日 14時11分 第2回目の法的脳死判定が終了し、法的脳死と判定
- (5) 6月15日 12時00分 臓器摘出開始

2. 臓器提供者を受けた方（レシピエント）に関する情報

臓器	移植実施施設	年代・性別	<参考> 原疾患
心臓	大阪大学医学部附属病院 (該当者なし)	10歳未満・女児	拡張型心筋症
両肺	国立成育医療研究センター (医学的理由により断念)	10歳未満・女児	肝不全
肝臓	富山県立中央病院 (医学的理由により断念)	60歳代・女性	慢性糸球体腎炎
両腎			
小腸			

3. その他

- (1) 本件については、(社)日本臓器移植ネットワークが6月14日19時より記者会見を行い、公表した。
- (2) 角膜については、提供あり